

○和泉市名誉市民条例施行規則

昭和60年5月1日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市名誉市民条例（昭和60年和泉市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会)

第2条 条例第2条に規定する和泉市名誉市民審議会（以下「審議会」という。）は、市長が任命する委員5人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による会長を置き、会長が審議会の会議を招集し、その議長となる。

3 審議会は、和泉市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の候補者の適否及び名誉市民の称号の取消に関し市長の諮問に応ずる。

4 委員の任期は、市長の諮問に係る審議が終了したときをもって終わる。

(平27規則53・一部改正)

(名誉市民章等)

第3条 条例第3条に規定する和泉市名誉市民章の形状は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第1条第2項の規定により死去した者に名誉市民の称号を追贈する場合においては、条例第3条に規定する名誉市民章及び記念品は、その者の遺族に贈る。

3 和泉市名誉市民章は、次条第1号の規定による式典への出席の場合には、これを用するものとする。

(待遇)

第4条 条例第4条に規定する待遇は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の重要な式典への招待
- (2) 名誉市民の死亡の際、相当の礼をもってする弔慰の表明
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(平27規則53・一部改正)

(事績の登録)

第5条 名誉市民の事績は、名誉市民台帳（様式第2号）に登録して、永久に保存する。

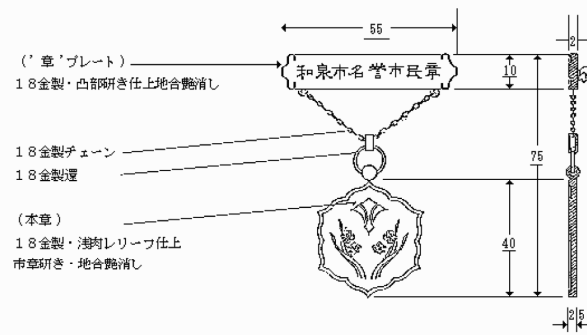
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

(様式第1号)



和泉市名誉市民章

様

本市はあなたに和泉市名誉市民の称号を贈ります

年 月 日

和泉市長

(様式第2号)

名 誉 市 民 台 帳

登 録 番 号	第 号	決 定 年 月 日	年 月 日
(ふりがな) 氏 名		性 別 男・女	生 年 日 月 日
現 住 所 又は 出身地			写 真
本 籍 地			
現 職			
略 歴			
功 績 概 要			

(様式第 1 号)

(平 2 7 規則 5 3 ・ 一部改正)

(様式第 2 号)

(平 2 7 規則 5 3 ・ 一部改正)